

広島県告示第千二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年十月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月十三日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道御幸松永線	福山市山手町六丁目一九五番二地先から 福山市山手町六丁目一九五番四地先まで	令和八年一〇月一三日